

< 裁量世帯とは >

- 申込者本人が60歳以上の方であり、かつ、同居しようとする親族のいずれもが60歳以上の方、または18歳未満の方である世帯

(年齢については募集期間の末日現在での満年齢をいいます)

- 申込者本人又は同居者のうち、次のaからhに該当する方が1人以上いる世帯

a、身体障害者手帳が1級から4級までに該当する方

b、精神障害者保健福祉手帳が1級または2級に該当する方

c、療育手帳（知的障害者）がAまたはB1に該当する方

d、戦傷病者手帳が特別項症から第6項症までまたは第1款症に該当する方

e、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定

を受けている方

f、海外引揚者であることの証明書の交付を受けている方で、引き揚げの日から5年を経過して

いない方

g、平成8年3月31日までの間に厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方

h、小学校就学前の子どもがいる世帯

※上記のhに関する注意※

子ども全員が就学された後、上記のaからgに該当する方がいない場合は<裁量世帯>でなくなり、収入基準の月収額が15万8千円以下となります。月収額15万8千円を越える方は**収入超過者**と認定され、**住宅明渡し**をお願いすることとなりますので、注意してください。